



行政における喫煙対策への取組み

防煙教育の実施



防煙教育は、未成年者が興味本位で喫煙を始めることを防止する上で重要です。このため、県では、世界禁煙デーや禁煙週間などの機会を捉えて、たばこの害を広報したり、小中学校における児童・生徒への防煙教育に力を入れています。また、本年1月1日から県職員は「歩きタバコしな宣言」を実践しています。これは、県庁舎はスクールゾーンにあることなどを踏まえ、県職員自らが登庁・退庁時等に歩きタバコをしないことを宣言し、県民の模範となることを誓ったものであり、普及啓発の一環にもなると考えています。

禁煙・完全分煙施設の認証



受動喫煙の防止は、非喫煙者の健康を保護するために積極的に取り組むべき課題です。県では、健康増進法において、多数の人が利用する施設の管理者は受動喫煙の防止に努めるよう義務づけられたことを受け、全国で初めて県庁内を屋内禁煙にしました。また、すべての県立学校において敷地内禁煙を実践するなど、率先的に受動喫煙対策に取り組んでいます。さらに、健康増進法の施行に併せて「禁煙・完全分煙施設の認証制度」

を導入し、平成17年2月現在で724施設を認証するなど、禁煙・完全分煙施設の輪を全県的に広げるよう努力しています。

禁煙サポートキャンペーンの展開



禁煙したい喫煙者に適切な支援を行うことも大切な課題です。このため、県では、平成17年2月、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効に併せて、「禁煙サポートキャンペーン」を実施しました。キャンペーンでは、県医師会等の協力の下、禁煙希望者に対して医師の診察や3日分のニコチンパッチの無料配布などを行いました。また、保健所等では、禁煙を希望する県民からの問合せに対して、禁煙外来を有する医療機関をご紹介するなど、県民の禁煙サポートを行っています。

たばこ対策の充実を目指して



たばこ対策は、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」の発効を踏まえ、今後、益々充実していくことが期待されています。県では、今後またばこ対策の充実に向けてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

佐賀県医師会における喫煙対策への取組み

2003年5月:

2003年3月の日本医師会「禁煙日本医師会宣言」を受け、佐賀県医師会は佐賀県医師会メディカルセンター及び成人病予防センターの全館禁煙を実施。

佐賀県が実施している「禁煙・完全分煙に取り組む施設認証制度」に登録、認証を取得。

2003年6月:

佐賀県内の医療機関に対し禁煙外来、禁煙指導実施状況の調査を行い、県へ情報提供。

2004年8月:

「佐賀県医師会喫煙対策委員会」設置。
第1回佐賀県医師会喫煙対策委員会を開催。

2004年11月:

佐賀県内の医療機関における禁煙の実態についてのアンケート調査を行う。

2004年12月:

佐賀県医師会に喫煙対策に対する以下の提言を行う。

① 県民に向けた「禁煙」への啓発活動の実施。

② 佐賀県医師会メディカルセンター及び成人病予防センターの敷地内禁煙の実施。

③ 佐賀県医師会は禁煙宣言を行う。

④ 佐賀県へ路上喫煙防止条例の制定の提言。

⑤ 郡市医師会館の敷地内禁煙実施の協力要請。

⑥ 「禁煙週間」にキャンペーンを行う。

2005年1月:

佐賀県が行う「禁煙サポートキャンペーン」に協力し医師派遣。

2005年2月:

佐賀県医師会全理事会で喫煙対策委員会の提言を採択。

2005年4月:

佐賀県医師会メディカルセンター及び成人病予防センターの敷地内禁煙を実施。

